

議案第120号

## 静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について

静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月9日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成15年静岡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。